

# 経営体募集！



募集締切日

7/10 (月)



経営体の声



## 参加した経営体の評価

- ・ 農繁期の経営体では、時間が十分に取れない中、若い学生が職場にいることが従業員のモチベーションUPに繋がることのできた。
- ・ 指導に当たった社員も初心に立ち返り、課題や問題点を洗い出すことのできた。



**事業目的** この事業は、県内の農業経営体の皆様にご協力いただいて、農業分野での就労体験を行う機会を学生の皆さんに提供するものです。  
農業現場での就労体験を通じて、農業の潜在的な可能性や実際の職務内容を学生の皆さんに認知してもらい、農業就労への意識の醸成や就労の促進につなげることを目的として実施します。

**支援内容** 学生の就労体験受入にご協力いただいた農業経営体に対して、実施に要した下記の経費等（上限有り）を支援センターが支援します。  
**【対象経費等及び上限額（学生一人あたりの額）】**  
・学生賃金 三重県における最低賃金×8時間/日  
・学生賠償保険料 5,000円/人  
・消耗品費（※） 15,000円/人  
※就労体験に必要な作業衣類、小農具、事務文具品に限る。  
・学生通勤手当 1,010円/日  
・農業経営体への謝金 3,000円/日

### 【応募要件】

学生の受入を行う農業経営体の要件については、次のとおりとします。

- ① 過去に就労体験の受入実績があること又は今後の受入意向があること。
- ② 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む）等に係る作業等を有給により、**平成29年7月から10月（原則）の期間内**に、原則10日以上（1日8時間を基本とする）の就労を学生に担わせることができること。
- ③ 就労体験の実施にあたっては、学生との間で雇用契約を締結すること。
- ④ 就労することの意義や農作業等の目的などについて、学生に十分な説明及び指導を行うことができる「就労体験責任者」を置くこと。なお、就労体験責任者は、当該経営体の役員（経営主本人を含む）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する方（経営主本人を含む）であること。
- ⑤ 労災保険に加入していること。
- ⑥ 就労体験期間中における学生の健康管理や事故防止に十分に配慮できること。
- ⑦ 就労体験前後に支援センター等が行うアンケート調査などに対して、協力することができること。
- ⑧ 就労体験終了後に、支援センターが開催する就労体験報告会に参加することができること。
- ⑨ 本事業における助成対象経費と重複する他の事業による助成等を受けていないこと。

### 【応募方法】

別添「就労体験受入に係るエントリーシート」（別紙様式第1号）に必要事項をご記入のうえ、**平成29年7月10日（月）まで**に、（公財）三重県農林水産支援センターあてお申し込みください。

### 【支援対象者の決定】

学生及び農業経営体双方のニーズを踏まえたマッチングを行い、その結果に基づき、予算の範囲内で本事業の支援対象とする農業経営体を決定させていただきます。**このため、本事業への応募をもって、支援対象とすることが確約されたものではありません**ので、予めご了承ください。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】



（公財）三重県農林水産支援センター

TEL 0598-48-1226

E-mail info@aff-shien-mie.or.jp

〒515-2316 松阪市嬉野川北町 530 番地

担い手育成支援課 山路・上村

FAX 0598-42-8221

<http://www.aff-shien-mie.or.jp/>

